

請 負 契 約 書 (案)

件 名 静岡大学（城北）低濃度 P C B 汚染コンクリート収集運搬・処分業務
請負代金額 金 円
(うち消費税額及び地方消費税額 円)

発注者 国立大学法人静岡大学 契約担当役 財務施設部長 小 林 一 二 三 と、受注者 との間において、上記請負代金額により、次の条項に基づき上記業務（以下「業務」という。）について請負契約を結ぶものとする。

- 第 1 条 上記の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 2 8 条第 1 項及び第 2 9 条並びに地方税法第 7 2 条の 8 2 及び第 7 2 条の 8 3 の規定に基づき、請負代金額に 1 0 8 分の 8 を乗じて得た額である。
- 第 2 条 受注者は、本契約書及び別冊の仕様書に基づき、業務を完了するものとする。
- 第 3 条 業務開始時期は、平成 3 0 年 3 月 1 4 日とする。
- 第 4 条 業務完了期限は、平成 3 0 年 5 月 7 日とする。
- 第 5 条 業務は以下の場所において実施するものとする。
静岡県浜松市中区城北 3 丁目 5 番 1 号（静岡大学城北団地構内）
- 第 6 条 業務完了通知書は、静岡大学財務施設部施設課総務契約係に送付するものとする。
- 第 7 条 請負代金は業務完了後、適法な請求書を受理した日から起算して 6 0 日以内に静岡大学財務施設部財務課から支払うものとする。
- 第 8 条 請負代金の請求書は、静岡大学財務施設部施設課総務契約係に送付するものとする。
- 第 9 条 契約保証金は免除する。
- 第 10 条 受注者は、業務の遂行にあたり、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者はその損害を賠償するものとする。ただし、天災、不可抗力、又は受注者の責めに帰すべき理由によらないと認められる場合はこの限りではない。
- 第 11 条 発注者は、受注者が業務の実施に著しく誠意を欠き、又はこの契約を誠実に履行する意志がないと認めたときは、直ちにこの契約を解除するものとする。
- 第 12 条 受注者は、この請負契約を第三者に委任し、又はこの契約によって生ずる権利、義務を第三者に譲渡若しくは継承し、又は担保に供することはできない。
- 第 13 条 発注者又は受注者は、やむを得ない理由によりこの契約を解除しようとするとき、又は契約の一部を変更する必要があるが生じた場合は、双方協議の上、これを解除又は変更することができるものとする。
- 第 14 条 この契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人静岡大学所在地を管轄区域とする静岡地方裁判所とする。
- 第 15 条 この契約書に定めるもののほか、この契約の履行について必要な細目は静岡大学役務請負契約基準によるものとする。
- 第 16 条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争が生じた場合は、双方誠意をもって協議し、円滑にこれを解決するものとする。
- 第 17 条 この契約について定めのない事項について、これを定める必要がある生じた場合は、発注者と受注者間とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者は次に記名押印の上、双方各1通を保有するものとする。

平成30年 月 日

発 注 者

静岡県静岡市駿河区大谷836

国立大学法人静岡大学

契約担当役 財務施設部長 小 林 一 二 三

受 注 者